

本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金交付要綱

令和5年4月25日

告示第57号

改正 令和8年3月31日告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、本宮市耐震改修促進計画における地震時の建築物の総合的な安全対策の一環として、市民の安全と安心を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)に適合しないブロック塀等を除却、改修するものに対し、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 本宮市耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀(基礎を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 個人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 当該ブロック塀等の所有者(当該ブロック塀等の所有者と同一世帯に属する者を含む。)又は所有者の同意を得た、賃借者、購入予定者、管理者であること。
- (4) 本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、法に適合しない、又は地震等で倒壊するおそれのあるブロック塀等の除却、改修であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものである。

- (1) ブロック塀等の除却及び除却によって生じた廃棄物の運搬及び処分
- (2) 前号の除却によって生じた存置部の取り合いの補修
- (3) 既存ブロック塀等の補強

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 補助の対象となるブロック塀等の部分について、以前にこの要綱又はほかの制度による補助金の交付を受けている場合

(2) 補助の対象となるブロック塀等が法第42条に規定される道路内に残される場合

(3) 補助金の交付決定年度内に完了しない改修工事である場合
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内かつ12万5千円以内の額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、本宮市ブロック塀等改修助成事業事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業内容等に係る事前協議を市長に行わなければならない。

(1) ブロック塀等点検表(様式第2号)

(2) ブロック塀等の全景現況写真及び改修箇所写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する事前協議書の提出があった場合は、その内容を精査の上、申請者に対し本宮市ブロック塀等改修助成事業事前協議結果通知書(様式第3号)により結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金交付申請書(様式第4号)によるものとし、前条の規定による事前協議が完了した後、補助対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事見積書

(2) 納税証明書(市税に滞納が無い証明書)

(3) 住民票、登記事項証明書その他の対象ブロック塀等の所有者であることを証する書類(所有者以外の者が申請する場合にあっては、所有者の同意書(様式第5号)を添付すること。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を精査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 規則第7条の規定による交付決定の通知は、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。))が補助金の交付決定後において、事業内容及び補助金額を変更する場合は、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金変更承認申請書(様式第7号)によ

り、市長が別に指示する日まで提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し、適当と認めるときは、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金変更決定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第10条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げをしようとする場合は、同項の規定にかかわらず本宮市ブロック塀等改修助成事業中止(廃止)届出書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、本宮市ブロック塀等改修助成事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 工事請負契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象経費が明示された工事内訳書の写し
- (3) 工事完成の写真及び工事中の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

- 第13条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金交付請求書(様式第12号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行ったときは、本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金取消通知書(様式第13号)により補助事業者へ通知する。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出部数)

第16条 この告示による申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(施行の細目)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。